

完成納期案件の保険料計算方法

輸出契約書上、船積期日の記載がなく、完成納期のみが規定されている案件は、「完成納期案件」として、通常とは異なる保険料計算を行う。

1. MS調整の廃止

- 現行体系では、完成納期案件は、完成納期日移行の日をLS日として保険設計をし、全ての船積みが終了した段階で、確定通知を提出することにより、
＜船前＞ 保険契約締結日～金額MS日
＜船後＞ 金額MS日～due
を保険料計算期間として保険料を再計算し、当初引受時の保険料との差額を精算する制度となっている。(MS調整)
- 新体系では、当初引受の段階で、MS日(ただし、期間MS日)をもって、船前と船後を切り分けて保険料を計算することで、事後精算を不要にすることとする。(現行制度のMS調整は廃止する。)

2. 保険設計・保険料計算方法

(1) 保険設計

完成納期日をLS日として保険設計。

(現行制度のように、船積みが終了した段階で、実際に確定したLS日に変更することはしない。)

(2) 保険料計算方法

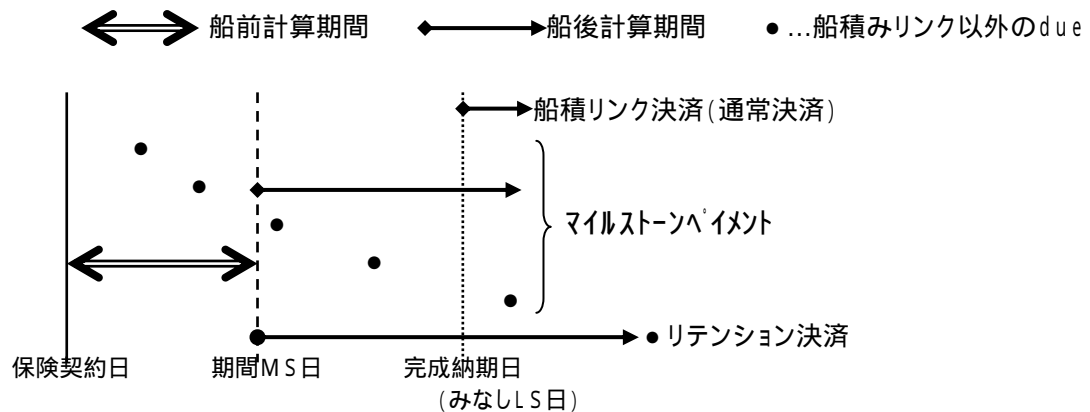
保険料計算期間を次のとおりにして保険料を計算する。

＜船前保険料計算期間＞ 保険契約締結日～期間MS日
＜船後保険料計算期間＞
通常決済・プログレスペイメント→ユーザンス期間 (プログレスペイメントの場合は、対価確認のインターバルの1/2期間を加算)
リテンション→期間MS日～最終リテンション due
マイルストーンペイメント・スケジュールペイメント→期間MS日～最終マイルストーン(スケジュール) due

- 上記のとおり、船前と船後の保険料計算期間を期間MS日で切り分けて計算する点が、通常の案件と異なることになる。(通常の案件は、あくまでLS日で船前と船後を切り分ける。)
- ただし、通常決済とプログレスペイメントは、ユーザンス期間で船後保険期間を設計するのが普通であることから、保険料計算期間は、通常の案件と変わらない。
- なお、完成納期案件で、決済方法がマイルストーンペイメント・スケジュールペイメントの場合は、通常案件のMS方式と同様、LS前のdueもてん補対象となる。
() 期間MS日...「FS日～LS日」の期間中間日

- ・FS日は、お客さんの申告ベース。実際のFS日が申告とズレても事後調整はしない。
- ・LS日は、完成納期日。実際に確定したLS日による事後調整は行わない。
- したがって、契約書上の完成納期日がアmendとならない限り、船前についての内変は不要。(当然、船前の保険料返還も発生しない。)

【保険設計・保険料計算のイメージ】



(3)その他

- 現行制度同様、完成納期案件は、一般案件として取り扱う。
- 技術提供包括契約について、特約で定める契約(フルターンキー契約等)については、完成納期日より前の日をLS日として保険を申込むこととし、本件取扱いの対象外とすることができる(船前の保険料計算期間は保険契約締結日～LS日、船後はユーザンス期間)。

以上